

2015年10月27日

情報通信技術（IT）政策担当大臣

島尻 安伊子 殿

改正個人情報保護法に関する要望

一般社団法人日本新聞協会

編集委員会

改正個人情報保護法が9月3日、衆院本会議で可決・成立した。2005年に個人情報保護法が施行されて以降、プライバシー保護を名目に行政や捜査機関を中心に報道機関への情報提供を拒むケースが目立っている。当協会は法施行後、社会全体に引き起こした萎縮効果や、本来は規制の対象外である報道機関への情報提供行為にまで抑止・抑制が及んでいる問題点を指摘し、報道など公共・公益目的の活動への配慮を明確にする法改正を求めてきた。しかし、主張が受け入れられず改正法が成立したことは遺憾である。

改正法では、顔認識データ、運転免許証番号など「個人識別符号」を含むものが個人情報として定義されるなど、個人情報の範囲が実質的に拡大したほか、原則として取得や第三者提供に本人同意が義務づけられる「要配慮個人情報」として病歴、犯歴、犯罪被害の事実なども対象となった。この規定によって、当局による「匿名発表」がさらに拡大し、事件報道のみならず通常の取材や報道に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、個人情報保護委員会が新設され、監督機関が一本化されるとともに、立ち入り検査が可能になるなど権限が強化された。これによって、取材対象者や情報提供者側の萎縮や過剰反応がさらに強まることが予想される。また、データベース提供罪の新設や小規模事業者を適用除外とする特例の廃止など、個人情報保護を強化しているが、さらなる萎縮効果を生む可能性がある。とりわけ保護強化策の一つとして盛り込まれたトレーサビリティの確保規定の新設により、個人情報取扱事業者は個人データの提供先を記録する義務を負うが、記録をしなくてよい例外提供先に報道機関が明示されていないため、管理が厳格となり取材源秘匿の観点から報道機関に与える影響は大きいと考える。

改正法には現行法と同様に、報道機関等における報道目的等については法の適用が及ばないとの適用除外事項が置かれている。しかし、今後、政令や個人情報保護委員会のガイドラインなどに盛り込まれる個人情報の範囲や要配慮個人情報の具体的な内容などによっては、取材を受ける側や情報提供者側に萎縮効果が発生し、過剰反応や過剰保護がさらに強まってくることは明白で、取材や報道に支障が生じ、ひいては国民の知る権利が侵害される恐れがある。

したがって、情報提供者の萎縮や過剰反応がさらに広がらないよう、以下の点を要望する。

- (1) 報道機関等への情報提供は適用除外であることを、政令や規則、ガイドライン等に明記していただきたい。
- (2) 個人情報の定義に関して、「個人識別符号」の該当範囲を拡大しないよう適正に限定していただきたい。
- (3) 要配慮個人情報の該当範囲に関しては、公益性を考慮し、広範なものにならないよう厳格に決めていただきたい。
- (4) 個人情報を第三者に提供するにあたり、提供する者に対し、提供先等に関する記録および保存が義務づけられる（いわゆる、トレーサビリティの確保）が、報道機関への提供は該当しない旨を政令等に明記していただきたい。
- (5) 現在見直し作業が続けられている行政機関個人情報保護法等の改正案にも、上記と同様の趣旨が反映されるよう関係省庁や自治体に徹底していただきたい。

最後に、政令案等を公表する前に、報道機関と意見交換の場を設けていただくよう強く要望する。

以 上